

## 1 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

固定資産税制を抜本的に見直すこと。

<具体的要求内容>

- (1) 固定資産税制を抜本的に見直し、地価と税負担の関係がより明確となるようにすること。
- (2) 評価と課税の仕組みを、簡素で理解しやすい制度へと見直すこと。

## 2 国有資産等所在市町村交付金制度等の見直し

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

- (1) 国有資産等所在市町村交付金制度を見直すこと。
- (2) 国及び地方公共団体等に対する非課税措置の抜本的な見直しを検討すること。

<具体的要求内容>

- (1) 国有資産等所在市町村交付金制度については、当面、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。
- (2) 同制度の前提となる国及び地方公共団体等に対する非課税措置については、他の同種の固定資産との間の負担の均衡等を考慮して、廃止も含めた抜本的な見直しを検討すること。

### 3 還付加算金の割合の引下げ

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・総務局)

市中金利に比較して過大な還付加算金の割合を引き下げること。

<具体的要求内容>

市中金利に比較して過大である還付加算金の割合を引き下げること。

### 4 地方税の電子申告の普及促進

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

(1) 地方税の電子申告の普及促進等のため、必要な財源措置を講じること。

(2) 電子申告の普及促進に向けた税制上の措置を講じること。

<具体的要求内容>

(1) 地方税の電子申告の導入を促し、円滑な運用を図るため、全ての地方自治体に対して、必要な財源措置を講じること。

(2) 地方税においても、電子申告に対するインセンティブの付与の観点から、期間を限った税額控除など、税制上の措置を講じること。

## 5 搜索の立会人の拡大

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局)

国税徴収法第144条における搜索の立会人として、都道府県の職員を加えること。

### <具体的要求内容>

搜索の適正な執行を保障させるという観点において、立会人が区市町村の職員でも都道府県の職員でも、差異はない。

個人住民税の徴収率向上等、区市町村と都道府県との連携強化のためにも、区市町村等からの搜索に係る立会人の要請に対して、都道府県が対応できるよう、立会人の規定を改正すること。

## 6 個人住民税の徴収等の特例の拡大

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、地方税法の改正を行うこと。

### <具体的要求内容>

徴収支援の強化に当たっては、滞納発生後早期に、徴収及び滞納処分に着手することが重要であることから、法第48条の特例について、現年課税分も対象とできるよう、地方税法の改正を行うこと。

## 7 固定資産税等の徴収制度の改善

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

固定資産税・都市計画税については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設する等、関連する制度の改善を図ること。

### <具体的要求内容>

固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設する等、関連する制度の改善を図ること。

## 8 個人事業税の認定基準の新設

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

不動産貸付業及び駐車場業については、賃貸料収入により事業性を認定する基準を設けること。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方税法の改正により、不動産貸付業及び駐車場業の事業性を判定するための認定基準を設けること。
- (2) 不動産貸付業及び駐車場業の事業性の判定にあたっては、応益性の観点等から、賃貸料収入を基準とすること。

## 9 自動車関連諸税の維持

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局・財務局・建設局)

(1) 自動車取得税を堅持すること。

<具体的要求内容>

(1) 自動車取得税を堅持すること。

## 10 差押不動産に係る立入調査権の創設

(提案要求先 財務省)  
(都 所 管 局 主税局)

滞納者が所有する不動産を第三者が使用しているとき、差押財産を換価するために必要な調査として国税徴収法に基づいた立ち入りができるよう法令を改正すること。

<具体的要求内容>

国税徴収法に民事執行法第57条と同様の規定を設ける（又は準用する）よう法令を改正し、滞納者の不動産を第三者が使用（占有）している場合も、強制的に立ち入ることができる権限を徴収職員に付与すること。

## 11 不動産等公売処分等に係る不服申立書についての発信主義の適用除外

(提案要求先 総務省)  
(都 所 管 局 主税局)

不動産等公売処分等に係る不服申立書の提出について、地方税も国税と同様に到達主義となるように法令を改正すること。

### <具体的要求内容>

地方税において、不動産等についての公売公告から売却決定までの処分及び換価代金等の配当の欠陥を理由とする不服申立書が郵便又は信書便により提出された場合、その不服申立書が不服申立て先に到達した時に、その提出がされたこととなるように法令を改正すること。